

2022年10月11日

永久劣後特約付借入の任意弁済ならびに新規借入の実施について

第一生命保険株式会社(社長:稲垣 精二、以下「当社」という。)は、2015年10月8日付で借入を実施した永久劣後特約付借入の一部任意弁済(トランシェB:1,440億円)を行うとともに、自己資本の充実を目的に、新規の永久劣後特約付借入を下記のとおり実施しましたので、お知らせします。なお、上記一部任意弁済のため、2021年12月23日付で、第一生命ホールディングス株式会社より800億円の永久劣後特約付借入を行っております。

記

1. 調達総額: 640億円
2. 償還期限: 定めなし(永久)
(但し、2027年10月以降の各利払日に、監督当局の事前承認等を前提として、当社の裁量により、貸付の元本を一括して任意弁済可能。また、2027年10月の利払日より、金利ステップアップあり。)
3. 借入先: 国内金融機関等9社
4. 調達方法: シンジケート・ローン方式
5. 払込期日: 2022年10月11日
6. 商品設計: ソルベンシー・マージン比率規制上の特定負債性資本調達手段の要件を具備する。

以上

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、劣後特約付借入に関して一般に公表することのみを目的とするものであり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではなく、またこれを意図するものでもありません。また、米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。